

障がいのある方への支援体制を強化します

利用者負担を軽減するほか、障がい児を対象とした支援を拡充

4月から始まるサービス

利用者負担の軽減

同じ月に利用した、家事援助などの障害福祉サービスと補装具の利用者負担額の合計が、基準額を超えた場合、その分の払い戻しが受けられます(4月以降利用分が対象)。
対象 障がいのある市民税課税世帯の方(児童を含む)



放課後等デイサービス

生活に必要な能力を身に付けるため、放課後などの時間を活用し、工作などの創作活動や地域との交流を行います。
対象 障がいのある小中学生、高校生



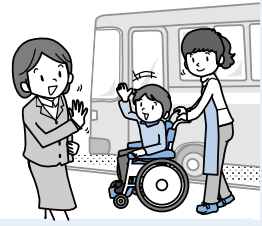
保育所等訪問支援

専門職員が保育所などを訪問。集団での生活に必要な支援や、スタッフへの助言を行います。
対象 障がいのある保育所児、幼稚園児、小学生



通学支援 (移動支援の範囲拡大)

保護者が就労や障がいなどで子どもの通学につき添えないとき、ヘルパーによる介助を受けられます。
対象 小学生以上で、障がいにより一人での通学が困難な方



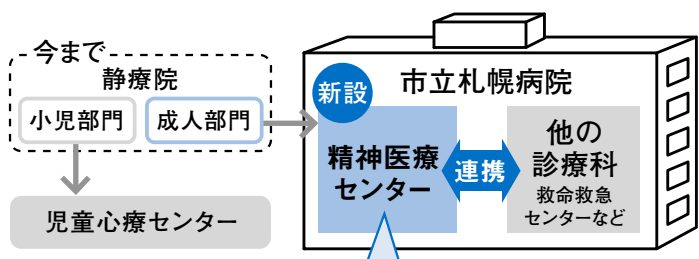
4月1日(日)から、障がいのある方を対象としたサービスを充実させます。
 市では、障がい者世帯の経済的な負担を軽減するため、家事援助などの障害福祉サービスと補装具の給付を併せて
 受ける場合に、利用者負担の上限額を設けます。また、障がいのある児童の自立した生活を支えるため、専門職員による保育所への訪問サービスなどを開始。さらに、通学時の移動支援も一定の条件の下
 で利用できるようになります。各サービスの利用には手続きが必要ですので、詳しくはご相談ください。
【詳細】 区役所(1階)の保健福祉課

主に児童を対象とした支援

4月から市立札幌病院に精神医療センターを新設します

精神科と他の診療科が連携した医療を提供

4月1日(日)から、市立の精神科病院である静療院の成人部門が、中央区の市立札幌病院に移転統合し、「精神医療センター」として診療を開始します。
 このセンターは、精神科病院だけでは治療が難しい、身体合併症や精神科救急の方に対応できる医療機関として設立されます。これにより、他の診療科と連携した治療が行えるようになる。また、一部の治療後は、地域の医療機関に引き継ぐ役割も担います。
 なお、静療院の小児部門は4月から「児童心療センター」と名称を変更。現在の場所(豊平区平岸4の18)で引き続き診療を継続していきます。
【詳細】 静療院庶務課 ☎(821) 070



特長

- その1 単科の精神科病院では対応が困難な、精神と身体の疾患を併せ持つ方の治療を行います。
- その2 救命救急センターなどでの救急医療を終えた後も、精神疾患の入院が必要な方の治療を引き続き行います。

所在地 中央区北11条西13丁目
診療案内 新患の方は、原則として他の病院や診療所からの紹介状と事前の予約が必要です。
ホームページ www.city.sapporo.jp/hospital
 ※移転統合に伴い、静療院の成人部門の外来診療は3/23(金)を最後に閉診します。

